

笛吹市プレミアム付商品券 取扱事業所募集!!

笛吹市では、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けの「笛吹市プレミアム付商品券」(4,000 円で 5,000 円の市内限定商品券)を 68, 000 セット発行いたします。

この商品券の取扱事業所を、下記により募集いたしますので、登録の上、事業の活性化にお役立ていただけますようご案内します。

なお、取扱事業所の登録、換金手数料等の負担はありません。

■商品券の有効期間:令和元年 10 月 1 日(火)～令和 2 年 3 月 1 日(日)

【取扱事業所募集概要】

業種:笛吹市内で事業を営んでいる店舗・事業所に限ります。

※ 詳細は、実施要領をご覧ください。

申請期限:令和元年 7 月 8 日(月)から令和元年 7 月 26 日(金)まで

【取扱事業所の申請方法】

別紙「取扱事業所登録申請書」を期日までに笛吹市役所観光商工課に提出してください。

1. 直接、笛吹市役所観光商工課に持参する。
2. FAX で申請する。FAX:055-262-8507 ※送信後必ず電話で確認してください

笛吹市役所観光商工課

〒406-8510 笛吹市石和町市部 777

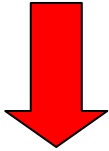
申込・お問合せ TEL055-261-2034

登録料・
換金手数料の
負担なし

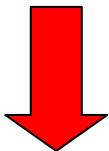
■取扱事業所の業務

【商品券の流れ】

販売場



消費者



取扱事業所



笛吹市役所

1. チラシ・ポスター等の掲示

利用できる事業所であることが分かるように
目立つところに貼ってください。

2. 商品券を利用されるお客様が来られたら

①受取る際は、見本券と間違いがないか確認
してください。

②一枚500円ですので、同額の商品・飲食・
サービス等と引換えてください。
お釣りはできません。

3. 商品券に事業所名の記入

お客様から受け取った商品券は、券裏面の受領事業所
名に事業所名を記入してください。

4. 商品券の換金

①換金申請書に使用された商品券と登録証を添えて、
月毎の締日までに笛吹市役所観光商工課内、(一
社)笛吹市観光物産連盟に持参してください。
②換金は、全て金融機関からの送金となります。換金申
請書には必ず送金先の金融機関名等を記入してくだ
さい。